

第三者管理協議会設置要綱（変更案）の概要

1. 改正の趣旨

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 16 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業については、家事支援活動の内容、これを行う外国人の要件及び当該外国人を受け入れる本邦の公私の機関（以下「特定機関」という。）の基準として、国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）（以下「令」という。）で定めるとともに、同条第 3 項に基づき、特定機関が満たすべき基準の一つとして、当該外国人に対する研修の実施及び情報提供等について、特定機関が講ずべき措置を定めた指針（以下「指針」という。）を定めている。

指針第 4 第 6 項の規定において、特定機関は、送り出し機関と外国人家事支援人材との間で保証金の徴収若しくは財産の管理又は契約の締結を行っていないことを確認しなければならないとされており、特定機関の基準適合性についての確認申請に係る様式第 1 号（別紙 2）において、上記契約の締結を行っていないことを確認した書類の提出を求めること等について、令和 5 年 3 月 28 日に、第三者管理協議会設置要綱（案）の一部を改正したところである。

本改正を踏まえ、関係自治体、内閣府地方創生推進事務局、出入国在留管理局、都道府県労働局、地方経済産業局により構成される第三者管理協議会の設置要綱についても所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）様式の変更

様式第 1 号（別紙 2）について、経営者名、保証金の徴収等の有無に係る箇所を変更する。